

(案)

定款の改正

一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会の定款について、以下の通り改正します。

【改正前】

(開催)

第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(任期)

第23条 《省略》

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3～4 《省略》

【改正後】

(開催)

第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(任期)

第23条 《現行どおり》

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3～4 《現行どおり》